

令和3年6月4日

学童クラブ各位

読谷村長 石嶺 傳實  
〈公印省略〉

通常保育を休止し特別な事由に限定した保育の実施について（通知）

日頃より、本村の保育行政について、ご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

県は6月3日、新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開き、市町村に対して、医療従事者等の社会生活を維持するために就業を継続することが必要な保護者等や、特別な事情のある保護者の児童に限定した保育（特別保育）の検討を行うよう要請いたしました。それを踏まえ本村では、6月4日に対策本部にて特別保育を行うことを決定いたしました。

特別保育は、感染拡大を予防し、村民の皆様の最小限の社会生活基盤を維持するための教育保育施設の機能維持のためであり、通常保育が休止となることについてのご理解とご協力をお願いいたします。

記

1. 保育対象 **保護者の全員が次の場合で、かつ休暇の取得が困難な場合**とします。
    - (1) 社会生活を維持する上で必要な業務に従事する必要がある方
    - (2) 運営の継続が求められている社会福祉施設等で従事する必要がある方
    - (3) その他、真にやむを得ない事情がある方
  2. 実施期間 令和3年6月8日（火）～6月20日（日）
  3. 保育時間 8時30分より17時30分まで
  4. 保育料等 特別保育の実施期間中、登園を控えた日数に応じて保育料・おやつ代を返金いたします。
- ※ 今後、国や県、市町村等の動向により変更となる場合があります。その際には改めて本村ホームページ等でお知らせします。

お問い合わせ先 読谷村こども未来課 子育て支援係 TEL:098-982-9240
--

## 特別保育の対象となる職種のガイドライン

特別保育は、保護者全員（両親等）が下記に該当し、かつ休暇の取得が困難な場合

### 1. 社会生活を維持する上で必要な施設の従事者

施設の種類	内訳
医療施設	病院、診療所、薬局等
食料品販売施設	卸売市場、食料品売場、コンビニエンスストア等
食事提供施設	食堂等の飲食店、(宅配・テイクアウトサービスを含む。)
宿泊施設関係	寄宿舍又は下宿等
交通機関等	バス、タクシー、モノレール、船舶、航空機、物流サービス（宅配等）等
生活必需物資製造工場等	食品等の工場、作業場等
金融機関・官公署等	警察、消防、官公署、銀行、証券取引所、証券会社、保険事務所等 ※在宅勤務等で家庭保育可能な場合を除く
その他	メディア、葬儀場、銭湯、質屋、獣医、ごみ処理関係等

### 2. 社会福祉施設等の従事者

施設の種類	内訳
社会福祉施設等	保育所、保育園、こども園、小規模保育事業所、放課後時 児童クラブ等
	介護老人保健施設その他これらに類する福祉サービス又は 保健医療サービスを提供する施設

### 3. その他、真にやむを得ない事情がある場合

上記1・2には該当しないが、ひとり親家庭などで仕事を休むことが困難な場合や、保護者の疾病や看護、介護、多児育児等で家庭での保育がどうしても困難な場合など、各施設がやむを得ないと判断した場合。